

2. 復興に向けた国の対応

(1) 特別法の制定

阪神・淡路大震災からの復旧・復興を円滑に進めるため、政府は震災直後から法律の制定・改正を進め、基本方針、組織、財源対策、まちづくり、税の減免、雇用対策などにおいて、16に上る震災関連法の整備がなされた。

(2) 阪神・淡路復興対策本部の設置

政府は2月24日に施行された「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」により、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に関する総合調整を行う機関として「阪神・淡路復興対策本部」を設置した。

本部長は、村山総理大臣が当たり、副本部長には五十嵐内閣官房長官及び小里地震対策担当大臣が就任するとともに、副本部長を除く全国務大臣が本部員となった。事務局は国土事務次官を事務局長とし、各省庁等からのメンバー総勢27名で構成された。

本部は被災地域の震災からの早期復旧・復興を支援するため、地元の要望や阪神・淡路復興委員会の意見・提言等を踏まえ、財政的な措置をはじめ、政府がとる種々の施策の取りまとめや調整を行った。

4月28日には、「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定した。

その内容は、「がれき処理」、「二次災害防止対策」、「港湾機能の早期回復等」、「早期インフラ整備」、「耐震性の向上対策等」、「住宅対策」、「市街地の整備等」、「復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策」、「地域の安全と円滑な交通流の確保」、「防災対策」など、16の分野にわたっている。

7月28日には、地元が策定した復興計画について、「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定した。この取組方針の中で、まず政府は震災発生以来被災地の一日も早い復旧・復興を目指し、国のとりうる政策手段を最大限活用して取り組んできたこと、及び、地元兵庫県が被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復旧・復興を目指して復興計画を策定したが、これは地元が主体的となって取りまとめたもので、復興に向けて広範な分野の課題に応え、総合的に実施すべき施策について取りまとめたものになっていると述べた上で、政府としては「阪神・淡路復興委員会」の意見を踏まえ、「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」の実現を最大限支援すると位置づけている。

そして、復興計画の実現に当たって、政府は緊急を要するものから順次重点的に具体的支援措置を講ずることとし、特に復興計画に盛り込まれた復興事業のうち、復興計画の前期5箇年において、被災地域のおかれた状況の下で復興にとって必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけ、その円滑な実施に必要な特段の措置を講じ、それら事業の着実な実施に全力を注ぐこととするとされた。

11月には、阪神・淡路復興委員会が10月10日に提言した復興特定事業を中心にプロ

ジェクトチームを設置し、それら事業の実現に向けた支援体制が組まれた。

(3) 阪神・淡路復興委員会の設置

政府は、2月10日の閣議において総理府本府組織令の一部を改正し、内閣総理大臣の諮問に応じて関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関連行政機関が講ずる復興のための施策に関して総合調整を要する事項を調査審議するとともに、当該諮問に関連する事項について内閣総理大臣に意見を述べる「阪神・淡路復興委員会」を2月15日に設置した(表-VI.2.1)。

第1回委員会は、2月16日に開催され、総理大臣からの「阪神・淡路地域の復興のために国が講ずべき施策の基本方針及び基本方針に基づき講ずべき諸施策はいかにあるべきかについて、緊急に阪神・淡路復興委員会の意見を求める」との諮問を受けた後、意見交換が行われ、緊急に検討する特定課題として、「復興10か年計画の策定」「住宅の復興」「がれき等の処理」の3つが選ばれた。

その後、10月30日までに第14回に及ぶ委員会の開催並びに2回のヒアリングの実施など精力的に調査審議が行われ、3回の意見及び11の提言が下河辺委員長から村山総理大臣に提出された(表-VI.2.2)。

特に5月22日の「提言-8」において、「復興計画の前期5か年において、被災地域のおかれた状況の下で、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけること」、「復興10か年計画の策定にあたり、長期的視点から10か年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクトあるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、その事業を確定すること」と明記され、10月10日の「提言-11」においては、復興特定事業について4つのプロジェクトが提言された。

そして、10月30日に第14回委員会が開催され、10月10日までに提出された意見及び提言をまとめ、下河辺委員長から村山総理大臣に報告された。

これを受けて、11月には、国の阪神・淡路復興対策本部事務局において、復興特定事業を中心にプロジェクトチームが設置され、その実現に向けた支援体制が組まれた。

また、復興特別事業については、国の復興対策本部事務局と県の復興本部総括部の間で協議調整が行われるなか、平成7年度の2度にわたる大型補正、平成8年度当初内示等に際して優先的に予算の割り当てが行われた。

表-VI.2.1 阪神・淡路復興計画委員会 委員名簿

	氏名	所属等(当時)
委員長	下河辺 淳	東京海上研究所理事長
委員	一番ヶ瀬 康子 伊藤 滋 貝原 俊民 川上 哲郎 堺屋 太一 笹山 幸俊	東洋大学教授、日本女子大学名誉教授 慶応義塾大学教授、東京大学名誉教授 兵庫県知事 (社)関西経済団体連合会会長 作家 神戸市長
特別顧問	後藤田 正晴 平岩 外四	衆議院議員 (社)経済団体連合会名誉会長

表-VI. 2. 2 阪神・淡路復興計画委員会 開催経緯

会	日	時間	場所	内容
第1回会合	2月16日(木)	18時～20時	内閣総理大臣官邸大客間	・諮問 ・特定課題の選定 〔復興10か年計画の策定、住宅の復興、がれき等の処理〕
第2回会合	2月24日(金)	18時～20時	内閣総理大臣官邸大客間	・特定課題の選定 〔経済復興と雇用確保、神戸港の早期復興、まちづくりの当面の方策〕
第3回会合	2月28日(火)	13時～15時30分	兵庫県公館	・現地での意見交換 ・提言-1、2、3 〔復興10か年計画の策定、住宅の復興、がれき等の処理〕
第4回会合	3月10日(金)	18時～20時	内閣総理大臣官邸大客間	・提言-4、5 〔まちづくりの当面の方策、神戸港の早期復興〕 ・特定課題の選定 〔健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行〕
第5回会合	3月23日(木)	9時～11時	内閣総理大臣官邸大客間	・提言-6、7 〔経済復興と雇用確保、健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行〕
ヒアリング	4月17日(月)	15時～17時	内閣総理大臣官邸大客間	・7提言に対する取組状況についてヒアリング
第6回会合	4月24日(月)	18時～20時	内閣総理大臣官邸大客間	・意見 〔復興に向けて政府の取り組むべき当面の方策について〕 ・特定課題の選定 〔復興10か年計画の基本的考え方、都市復興の基本的考え方、総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整〕
第7回会合	5月22日(月)	18時～20時	総理府特別会議室	・「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」(4月28日、阪神・淡路復興対策本部決定)及び平成7年度第1次補正予算について阪神・淡路復興対策本部事務局より報告 ・提言-8 〔復興10か年計画の基本的考え方〕
第8回会合	6月12日(月)	18時～20時	内閣総理大臣官邸大客間	・提言-9 〔都市復興の基本的考え方〕
第9回会合	6月19日(月)	18時～20時	内閣総理大臣官邸大客間	・提言-10 〔総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整〕
ヒアリング	7月10日(月)	18時～20時	内閣総理大臣官邸大食堂	・復興10か年についてヒアリング
第10回会合	7月18日(火)	11時～13時	内閣総理大臣官邸大食堂	・意見(2) 〔復興10か年計画及び復興特別事業について〕
第11回会合	8月28日(月)	18時～20時	内閣総理大臣官邸大客間	・「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」(7月28日、阪神・淡路復興対策本部決定)について阪神・淡路復興対策本部事務局より報告 ・被災地の各市長、町長から復興に関する意見の提出を求め、その概要を阪神・淡路復興対策本部事務局より紹介 ・長期構想、復興特定事業等について意見交換
第12回会合	9月5日(火)	13時～15時	内閣総理大臣官邸大客間	・意見(3) 〔長期構想について〕
第13回会合	10月10日(火)	12時～14時	内閣総理大臣官邸大食堂	・「阪神・淡路地域復興国際フォーラム」(9月13日～14日、場所：神戸市)及び平成7年度第2次補正予算について阪神・淡路復興対策本部事務局より報告 ・提言-11 〔復興特定事業の選定と実施〕
第14回会合	10月30日(月)	18時～20時	内閣総理大臣官邸大客間	・阪神・淡路復興委員会総括報告 ・委員会委員長談話

提言－8（一部抜粋）

復興10か年計画の基本的考え方について提言する。

- 復興計画の前期5か年計画において、被災地域のおかれた状況の下で、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけること。
- 国はこの復興特別事業への取り組み方針を明らかにするとともに、その円滑な実施のために特段の措置を講ずること。
- 復興10か年計画の策定にあたり、長期的視点から10か年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクトあるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、その事業を確定すること。
- この復興特定事業の選択と確定は、第1次95年7月、第2次96年7月、第3次97年に分け、重要度が高く、実施可能性の高いものから順次明らかにすること。
- 復興特定事業について、国が助成等の支援を行うもの、地元が独自に実施するものを明確に区分し、国としてもその実施にあたり積極的に必要な措置を講ずること。

提言－11

復興特定事業の選定と実施について提言する。

1. 長期的視点から10か年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクト、あるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、その事業を確定すること（提言－8）。
2. 復興特定事業については、これまでの構想の段階から、それぞれの事業の主体を明確にし、企画・設計・実施の段階へ進み、主体となる事業体が着実に実施を促進するために、国・県・市・町は必要な措置を講ずること。
3. 企業が一社単独もしくは連合して、特色ある地域社会文化と個性的な企業文化を結合して、阪神・淡路地域の復興に寄与するために選定した復興特定事業については、申請を受け審査のうえ、貢献度の高いものについて、国・県・市・町は適切な行政上の支援措置を講ずること。
4. 非営利団体・専門性の高いボランティアグループ等が阪神・淡路地域の復興のために選定した復興特定事業については、申請を受け審査のうえ、貢献度の高いものに、国・県・市・町は必要に応じて適切な助成措置を行うこと。
5. 県・市・町が行う阪神・淡路地域の復興のための復興特定事業については、住民の理解と協力を得て、優先度が高いものから順次選定し実施するものとする。事業の実施に当たり、民間の協力を求め、官・民の協同事業とする場合に協力する民間に対して、適切な措置を講じ、民間の協力を促進すること。
6. 国は、県・市・町が行う復興特定事業について、申請を受け審査の上、国が支援を行うもの、地元が独自に実施するものを明確に区分し、国が支援を行うものについては、優先度が高く計画の熟度の高いものから順次、その実施に当たり積極的に必要な措置を講ずること。
国としては特に全国的に効果の高いもの、アジア太平洋・全世界にとって有意義なものであることに留意すること。

- 復興特定事業の申請と措置については、可能なものから順次速やかに行うものとする
こと。
7. 阪神・淡路復興委員会としては、各種提案のあった復興特定事業構想の中から、国際
フォーラムでの海外の専門家の提言を受けて、下記4つの事業を極めて意義のあるも
のとして提言する。
 8. プロジェクト－1 上海長江交易促進プロジェクト
 - ・上海経済圏・長江流域経済圏と阪神経済圏を結び、日中経済交流を促進するため、上
海国際金融センターの形成と阪神経済圏の発展を連結するとともに、神戸港に河川専
用船による直接取引を図るための港区を設置し、その背後に中国人街を整備する。
 - ・このため日中共同でフィジビリティ調査を行い、計画を策定するとともに、専用船
の開発のための作業を行うこと。
 - ・年内に日中双方が上海市で代表者会議を開催し、共同作業の第一歩とすること。
 9. プロジェクト－2 ヘルスケアパークプロジェクト
 - ・国際的な健康開発の研究活動の拠点として、国連の世界健康開発センター（WHO、
HDC）を設置するとともに、ヘルスケアパークとして、医療・福祉に関して市民が
親しめる交流拠点を整備すること。
 - ・ヘルスケアパークにおいて高齢化社会での大都市大震災が人間の生命・身体のみなら
ず心に影響を与えたこと（恐怖・不安の後遺症）に関する調査研究活動・治療活動を
集約すること。
 - ・ヘルスケアパークの諸活動は西欧と東洋の交流の交差点としての役割を果たし得るも
のであること。
 10. プロジェクト－3 新産業構造形成プロジェクト
 - ・医療・健康・環境に関連する企業集団、情報ネットワーク・マルチメディアに関連す
る企業集団、消費財関連企業集団、ファッション、デザインに関連する企業集団、集
客文化に関連する企業集団などから、産官学の協力により、研究開発を進め世界に開
かれた知識集約ネットワーク型の新産業構造の形成を図る。
 - ・日本企業の空洞化が進む中で、逆に海外企業の被災地への直接投資を受け、日本及び
アジアの経済拠点として被災地で活動する海外の企業を誘致するために、企業活動環
境・居住環境について所要の措置を講ずること。
 - ・ことばの壁を越え、教育・医療・宗教・ショッピング等の豊かな市民生活サービスに
より、外国人に住みやすいまちづくりを促進すること。
 11. プロジェクト－4 阪神・淡路大震災記念プロジェクト
 - ・阪神・淡路大震災を記念して、20世紀文明（産業革命）を超えた新しい21世紀文
明（情報革命）の創造を目指して、研究機能・博物館機能・文化活動機能・学習機能
・コンベンション機能・情報通信機能などを持つ、世界に開かれた総合的な国際交流
拠点を創設すること。
 - ・海外との文化学術交流を活発化するとともに、海外からの教授・学生を積極的に受け
入れ、国際的な情報の受信地として、情報の発信地として、機能するものとするこ
と。
 - ・このプロジェクトを具体化するため、国・県・市・町・民間が協力し、国内外の有識
者の協力も得て企画を立て、日本が世界に誇れる阪神・淡路大震災記念事業とするこ
と。